

**改正**

平成22年3月31日告示第38号

平成24年3月29日告示第44号

平成25年5月1日告示第60号

平成28年3月10日告示第21号

令和4年3月31日告示第54号

茂原市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

**第1条** 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行い、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づく計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、茂原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

**第2条** 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく計画の策定及び実施に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

**第3条** 交通会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 社団法人千葉県バス協会の代表者又はその指名する者
- (5) 一般社団法人千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者
- (6) 鉄道事業者
- (7) 市民又は利用者の代表
- (8) 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (9) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (10) 長生土木事務所長又はその指名する者
- (11) 市職員
- (12) 茂原警察署長又はその指名する者
- (13) その他市長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱した日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 交通会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうち会長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

**第6条** 交通会議に監事を2人置き、委員のうち会長が指名する者をもって充てる。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議の運営)

**第7条** 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、事故その他やむを得ない事由により、交通会議の会議に出席できないときは代理人を出席させることができる。

- 4 会議の議事は、出席した委員（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき又はやむを得ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。
- 6 第4項の規定は、前項の書面による議決について準用する。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、会議に諮って非公開で行うものとする。

（幹事会）

**第8条** 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の取扱い）

**第9条** 交通会議において協議が調った事項について、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（事務局）

**第10条** 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、都市建設部都市計画課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務に関する事項）

**第11条** 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議が解散した場合の措置）

**第12条** 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（その他）

**第13条** この告示に定めるもののほか交通会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

**附 則**（平成22年茂原市告示第38号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年茂原市告示第44号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年5月1日茂原市告示第60号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（最初に委嘱される委員の任期）

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

**附 則**（平成28年3月10日茂原市告示第21号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年3月31日茂原市告示第54号）

この告示は、公示の日から施行する。